

○雲仙市営住宅管理条例施行規則

平成17年10月11日

規則第146号

改正 平成18年6月30日規則第49号

平成19年6月18日規則第35号

平成20年4月1日規則第7号

平成20年6月25日規則第26号

平成26年9月3日規則第35号

平成28年4月1日規則第30号

平成29年3月22日規則第2号

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 市営住宅の管理（第2条—第20条）

第3章 公営住宅法第45条第1項に基づく社会福祉事業等への活用（第21条・第22条）

第4章 公営住宅法第45条第2項に基づく市営住宅の活用（第23条）

第5章 駐車場の管理（第24条—第27条）

第6章 補則（第28条—第31条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、雲仙市営住宅管理条例（平成17年雲仙市条例第178号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 市営住宅の管理

（単独住宅の家賃）

第2条 条例第13条第1項第2号に定める単独住宅の家賃は、別表のとおりとする。

（市営住宅入居申込書）

第3条 条例第7条第1項又は第37条の規定により市営住宅（以下「住宅」という。）の入居申込み又は申出をしようとする者は、市営住宅入居申込書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

（市営住宅入居決定通知書の交付）

第4条 条例第7条第2項の規定による通知は、市営住宅入居決定通知書（様式第2号）により行う。

（請書及び連帯保証人）

第5条 条例第10条第1項第1号に規定する手続請書（様式第3号）によるものとする。

2 前項の請書には、条例第10条第1項第1号に規定する連帯保証人（以下「保証人」という。）の印鑑証明書及び所得金額を証明する書類を添付しなければならない。

3 前項の保証人は、入居決定者の親族2人とする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

（保証人の変更及び異動の届出）

第6条 住宅の入居者は、条例第10条第1項第1号の規定により請書を提出した後、当該入居者に係る保証人の死亡又は辞任の申出等により保証人を変更しようとするときは、事由発生の日から10日以内に新たに保証人となる者を定め、連帯保証人変更申請書(様式第4号)に請書を添えて市長に提出しなければならない。

2 住宅の入居者は、当該入居者に係る保証人の住所、氏名又は勤務先に異動があったときは、速やかに、連帯保証人異動届(様式第4号)を市長に提出しなければならない。
(入居者の異動届)

第7条 住宅の入居者は、勤務先若しくは勤務場所に異動を生じたとき、又は同居の親族に異動があったときは、速やかに、市営住宅入居者等異動届(様式第5号)を市長に提出しなければならない。
(同居承認申請)

第8条 条例第11条に規定する承認を得ようとする入居者は、市営住宅同居承認申請書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、市営住宅同居承認書(様式第7号)を当該申請者に交付する。
(承継入居承認申請)

第9条 条例第12条に規定する承認を得ようとする者は、市営住宅承継入居承認申請書(様式第8号)を承継事由が発生してから30日以内に市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、市営住宅承継入居承認書(様式第9号)を当該申請者に交付する。
(収入の申告等)

第10条 条例第14条第1項の規定による申告は、市長が別に定める時期において、収入申告書(様式第10号)により行うものとする。

2 条例第14条第3項の規定による通知は、収入額認定通知書(様式第11号)により行う。

3 条例第14条第4項の規定による意見の申出は、意見申出書(様式第12号)により行うものとする。

4 市長は、前項の意見申出書を審査した結果、収入の額の認定の更正を認めるときは収入区分更正認定通知書(様式第13号)を、更正を認めないときは却下通知書(様式第14号)を当該申請者に交付する。

(減免又は徴収猶予の申請及び決定通知)

第11条 条例第15条(条例第30条第3項及び第32条第3項において準用する場合を含む。)又は第18条第2項の規定により家賃、敷金又は金銭(以下「家賃等」という。)の減免又は徴収の猶予を受けようとする者は、納期限の10日前までに、家賃等減免申請書(様式第15号)又は家賃等徴収猶予申請書(様式第16号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、家賃等の減免又は徴収の猶予を決定したときは、その旨を家賃等減免決定通知書(様式第17号)又は家賃等徴収猶予決定通知書(様式第18号)により当該申請者に通知する。

(敷金の還付)

第12条 条例第18条第3項の規定により敷金の還付を受けようとするときは、敷金還付請求書（様式第19号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、入居者が住宅を明け渡した場合において、条例第18条第3項ただし書の規定により未納の家賃、条例第32条第2項の金銭、延滞金又は入居者の負担すべき修繕に要する費用を敷金から控除したときは、敷金控除明細書（様式第20号）を添えて、残金を当該入居者に還付するものとする。

（不使用の届出）

第13条 条例第24条の規定による届出は、市営住宅一時不使用届（様式第21号）により行うものとし、当該届出の期限は、住宅の入居者が当該住宅を使用しなくなる日の前日とする。

（住宅の併用承認申請）

第14条 条例第26条ただし書に規定する承認を得ようとする入居者は、市営住宅併用承認申請書（様式第22号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、市営住宅併用承認書（様式第23号）を当該申請者に交付する。

（住宅の模様替及び増築承認申請）

第15条 条例第27条第1項ただし書に規定する承認を得ようとする入居者は、市営住宅模様替（増築）承認申請書（様式第24号）に設計図及び仕様書各2通を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、市営住宅模様替（増築）承認書（様式第25号）を当該申請者に交付する。

3 第1項の承認を得た入居者は、住宅の工事を完了したときは、完了後7日以内に、模様替（増築）しゅん工届（様式第26号）を市長に提出しなければならない。

（収入超過者等に対する通知等）

第16条 条例第28条第1項に規定する収入超過者と認定する旨の通知は、収入超過者認定通知書（様式第27号）により行う。

2 条例第28条第2項に規定する高額所得者と認定する旨の通知は、高額所得者認定通知書（様式第28号）により行う。

3 条例第28条第3項に規定する意見の申出又は当該申出に対する更正若しくは却下については、第10条第3項及び第4項の規定を準用する。この場合において、意見の申出は収入超過者（高額所得者）意見申出書（様式第29号）、意見の申出に対する更正又は却下は収入超過者（高額所得者）更正認定通知書（様式第30号）又は収入超過者（高額所得者）却下通知書（様式第31号）により行うものとする。

（市営住宅明渡請求書）

第17条 条例第31条第1項、第36条第1項及び第41条第1項の規定による住宅の入居者に対する当該住宅の明渡しの請求は、市営住宅明渡請求書（様式第32号）により行う。

（高額所得者の明渡しの期限の延長の申出）

第18条 条例第31条第4項に規定する申出をしようとする高額所得者は、明渡期限延長申出書（様式第33号）を市長に提出しなければならない。

(住宅のあっせん申出)

第19条 条例第33条に規定する申出をしようとする収入超過者は、住宅あっせん申出書(様式第34号)を市長に提出しなければならない。

(市営住宅退去届)

第20条 住宅の入居者は、当該住宅を退去しようとするときは、市営住宅退去届(様式第35号)を市長に提出しなければならない。

第3章 公営住宅法第45条第1項に基づく社会福祉事業等への活用

(社会福祉法人等の使用手続)

第21条 条例第43条第1項に規定する許可の申請は、公営住宅使用許可申請書(様式第36号)により行うものとする。

2 条例第43条第2項の規定による通知は、公営住宅使用許可書(様式第37号)又は公営住宅使用不許可書(様式第38号)により行う。

3 社会福祉法人等は、条例第43条第2項の規定による許可を受けた場合において、当該許可に係る申請の内容に変更が生じたときは、公営住宅使用許可内容変更報告書(様式第39号)を市長に提出しなければならない。

(社会福祉法人等に対する使用許可の取消し)

第22条 条例第48条の規定による公営住宅の使用許可の取消しは、公営住宅使用許可取消通知書(様式第40号)により行う。

第4章 公営住宅法第45条第2項に基づく市営住宅の活用

(家賃)

第23条 条例第52条第1項の規定による家賃は、公営住宅の家賃との均衡を考慮した上で、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則(平成5年建設省令第16号)第20条第1項の規定を準用して定める。

第5章 駐車場の管理

(駐車場の使用の申込み及び決定)

第24条 条例第57条第1項の規定による駐車場の使用の申込みは、駐車場使用申込書(様式第41号)により行うものとする。

2 条例第57条第2項の規定による通知は、駐車場使用決定通知書(様式第42号)により行う。

(請書)

第25条 条例第59条第1項第1号に規定する手続は、請書(様式第43号)によるものとする。

(駐車場の明渡請求)

第26条 条例第63条第1項の規定による駐車場の明渡しの請求は、駐車場明渡請求書(様式第44号)により行う。

(駐車場の返還)

第27条 駐車場の使用者は、駐車場を返還しようとするときは、駐車場返還届(様式第45号)を市長に提出しなければならない。

第6章 補則

(市営住宅監理員)

第28条 市営住宅監理員（以下「監理員」という。）は、建築課長をもって充てる。

（所掌事務）

第29条 監理員は、条例第40条第1項及び第68条第1項に規定する検査を行うほか、次に掲げる職務を行うものとする。

- （1） 住宅の使用及び維持管理に関する指導
- （2） 共同施設の使用及び維持管理に関する指導
- （3） 住宅の団地内の共同生活に関する指導
- （4） その他必要な指導

（立入検査証）

第30条 条例第68条第3項の規定による身分を示す証票は、市営住宅立入検査証（様式第46号）による。

（その他）

第31条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成17年10月11日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の国見町町営住宅管理条例施行規則（平成10年国見町規則第6号）、瑞穂町営住宅管理条例施行規則（平成10年瑞穂町規則第9号）、吾妻町営住宅管理条例施行規則（昭和54年吾妻町規則第8号）、愛野町営住宅管理条例施行規則（平成10年愛野町規則第2号）、町営住宅管理条例施行規則（平成10年千々石町規則第1号）、小浜町営住宅管理条例施行規則（昭和38年小浜町規則第1号）又は南串山町営住宅管理条例施行規則（平成10年南串山町規則第4号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年6月30日規則第49号）

この規則は、平成18年7月1日から施行する。

附 則（平成19年6月18日規則第35号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年4月1日規則第7号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年6月25日規則第26号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年9月3日規則第35号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年4月1日規則第30号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月22日規則第2号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

名称	月額家賃
引揚者住宅	2,000円
淡島住宅	2,160円
江端住宅	25,000円
多比良住宅	条例第13条第1項第1号の規定により算出した額
神代住宅	
古部住宅	
瑞穂住宅	
吾妻住宅	
愛野住宅	
野田住宅	
小倉住宅	
山ノ上第二住宅	
新町住宅	
鬼池住宅	
田ノ平第二住宅	

様式省略